

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年12月9日(火) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 一成 出席 欠席

会長職務代理者 小坂 竜一 出席 欠席

農業委員

1番 今井 清弘 出席 欠席

2番 福本 卓雄 出席 欠席

3番 重森 陽 出席 欠席

4番 永田 洋一 出席 欠席

5番 田熊 享子 出席 欠席

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席 欠席

7番 山城 啓一 出席 欠席

8番 野坂 雅司 出席 欠席

9番 塩田 博史 出席 欠席

10番 山本 泰弘 出席 欠席

11番 時廣 浩二 出席 欠席

12番 木下 嗣生 出席 欠席

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席 欠席

書記 松本 尚樹 出席 欠席

書記 松元 雄大 出席 欠席

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 永 田 洋 一

署名委員 田 熊 享 子

議長 ただ今から、令和7年第12回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に永田委員と田熊委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について』を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号3をご覧ください。申請地は、役場より東約800mに位置する第3種農地です。位置は3条-1で示しています。

同一ページに5条の申請地もありますが、こちらにつきましては、後程の議案第2号でご説明いたします。

譲受人は申請地隣に住宅を新築予定で、住宅に付属する農地として取得するものです。

利用計画については、季節野菜及び果樹を中心とした畑地利用です。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

塩田委員 申請地につきましては、〇〇団地のすぐ横でありまして、今現在も少し畑として利用されていますので、別に問題は無いと思います。

南委員 私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了し

ます。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号3と4を一緒にご覧下さい。申請者は1つ前の議案と同一です。位置は5条-1で示しています。

転用目的については、所有権移転で通路及び自己用住宅の建築です。

この度は、自己用住宅の建築にあたり、接道が必要なため併せて申請するものです。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

塩田委員 申請地なんですが、県道のすぐ近くで、この地図を見ますと県道に接していないように見えますが、都市計画の関係で県道の道幅を広げるということで、実際には接道してないように見えますが、道の部分に接していますので別に問題は無いと思います。

南委員 今、言われたように、今から拡幅工事始まるんで、あるいはさがって土地の購入ということになりますし、そういう旗竿地というか、完全な旗竿の土地ですが、こういうことで有効に利用してもらえれば。どちらにしてもここはもう農地というよりかは宅地化しておりますので、私も問題ないと思っております。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成

の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、議案第2号2番の説明を事務局より願います。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧ください。申請地は、役場より北東1.9kmに位置する第二種農地です。位置は5条-2で示しています。

転用目的については、所有権移転で資材置場です。

譲受人が既に所有している資材置場が宅地造成されるため、申請地を新たに資材置場として利用するため申請するものです。

また、申請地については、譲渡人が以前より一部砂利を敷いて駐車場として利用していたため、始末書の提出がありました。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたら願います。

永田委員 ここは田の地目なのですが、もう数年作った形跡もありませんし、また周りに田もないので、別に問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号2番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第2号2番は原案のとおり決定致しました。

次に報告事項に入ります。事務局より説明を願います。

事務局 「報告第1号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る意見聴取について」 ページ番号7から9に記載しております。

この度は「２段階方式」の３９件を記載しております。

事前に事務局で要件事項を確認の上、『意見なし』として処理しておりますので報告させていただきます。以上です。

議長 本案件については、報告事項です。各自ご高覧賜りますようお願いいたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和７年第１２回田布施町農業委員会総会を閉会します。